

四日市市告示第 8 2 号

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

四日市市長 森 智広

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員（<u>以下「支援員」という。</u>）を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(対象家庭)</p> <p>第 4 条 事業の対象は、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で<u>四日市市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）</u>が必要と認めた世帯とする。</p> <p>(1) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯<u>又は</u>児童扶養手当支給水準の所得状況の世帯</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員（<u>以下、「支援員」という。</u>）を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(対象家庭)</p> <p>第 4 条 事業の対象は、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で<u>市長</u>が必要と認めた世帯とする。</p> <p>(1) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、<u>又は</u>児童扶養手当支給水準の所得状況の世帯</p>

(2) 次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯

ア (略)

イ 社会通念上、子育て支援又は生活援助が必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等）

ウ 生活環境が激変した等、子育て支援又は生活援助が特に必要と認められる事由

(支援の内容)

第5条 支援の種類は、子育て支援又は生活援助とし、支援の内容は、次の各号に掲げるもののうち所長が必要と認めるものとする。

(1) から(7)まで (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認める用務

(事業の実施場所)

第6条 事業の実施場所は、次の各号に掲げる支援の種類について、当該各号に規定する場所とする。

(1) 及び(2) (略)

(対象世帯の認定と登録)

第7条 第4条に規定する条件を満たすひとり親家庭等で、この事業による支

(2) 次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯。

ア (略)

イ 社会通念上、子育て支援または生活援助が必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等）

ウ 生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている。

(支援の内容)

第5条 支援の種類は子育て支援または生活援助とし、支援の内容は、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

(1) から(7)まで (略)

(8) その他市長が必要と認める用務

(事業の実施場所)

第6条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

(対象世帯の認定と登録)

第7条 第4条に規定する条件を満たすひとり親家庭等で、この事業による支

援を受けようとする世帯の者は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書（第1号様式。以下「派遣対象世帯認定申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、派遣対象世帯認定申請書の内容を審査し、適当と認めたときは家庭生活支援員派遣対象世帯認定通知書（第2号様式）により、不適当と認めたときは家庭生活支援員派遣対象世帯不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 所長は、前項で適当と認めた世帯を、家庭生活支援員派遣対象世帯名簿（第4号様式。以下「派遣対象世帯名簿」という。）に登録するものとする。

4 前項に規定する派遣対象世帯名簿に登録された者は、登録時の内容に変更があった場合は、速やかに所長にこれを届け出なければならない。

（支援員の選定と登録）

第8条 所長は、次の各号に掲げる要件を備えている者から家庭生活支援員登録申請書（第5号様式。以下「支援員登録申請書」という。）が提出されたときは、支援員登録申請書及び当該各号に掲げる要件が確認できるものに基づいて選定し、適当と認められる場合

援を受けようとする世帯の者は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書（第1号様式。以下「派遣対象世帯認定申請書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、派遣対象世帯認定申請書の内容を審査し、適当と認めたときは家庭生活支援員派遣対象世帯認定通知書（第2号様式）を、不適当と認めたときは家庭生活支援員派遣対象世帯不承認通知書（第3号様式）を用いて申請者に通知するものとする。

3 第2項で適当と認められた家庭は、家庭生活支援員派遣対象世帯名簿（第4号様式。以下「派遣対象世帯名簿」という。）に登録し、これに登録された者は、登録時の内容に変更があった場合は、速やかに市長にこれを届け出なければならない。

（支援員の選定と登録）

第8条 市長は、次の要件を備えている者から家庭生活支援員登録申請書（第5号様式。以下「支援員登録申請書」という。）が提出されたときは、支援員登録申請書及び次の要件が確認できるものに基づいて選定し、適当と認められる場合は、家庭生活支援員認定通

は、家庭生活支援員認定通知書（第6号様式）により申請者に通知し、家庭生活支援員登録名簿（第7号様式）に登録するものとする。

(1) 生活援助

ア (略)

イ 厚生労働省が定める生活援助に関する一定の研修又はこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(2) 子育て支援

ア (略)

イ 厚生労働省が定める子育て支援に関する一定の研修又はこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(支援員派遣の手続)

第9条 派遣対象世帯名簿に登録された支援員の派遣等を希望する者（以下「利用者」という。）は、家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書（第8号様式）を所長に提出するものとする。ただし、書類による事前申込みが真に困難な場合は、電話による申込みも受け付けるものとする。この場合において、利用者は、次項に規定する予約通知を受けたのち、速やかに家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書を提出するものとする。

2 所長は、前項の申込みを受けた場合には、当該申込みの内容を確認の上、

知書（第6号様式）により申請者に通知し、家庭生活支援員登録名簿（第7号様式）に登録するものとする。

(1) 生活援助

ア (略)

イ 厚生労働省が定める生活援助に関する一定の研修、またはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(2) 子育て支援

ア (略)

イ 厚生労働省が定める子育て支援に関する一定の研修、またはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(支援員派遣の手続)

第9条 派遣対象世帯名簿に登録され支援員の派遣等を希望する者（以下「利用者」という。）は、家庭生活支援員派遣申込書（第8号様式。以下「派遣申込書」という。）を市長へ提出するものとする。ただし、書類による事前申込が真に困難な場合は、電話による申込も受け付けるものとする。この場合においては、承認を受けたのち速やかに派遣申込書を提出するものとする。

2 市長は、前項の申込を受けた場合には、当該申込の内容を確認の上、速や

速やかに支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合は、家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書により当該利用者に通知するとともに、日常生活支援依頼書兼報告書（第9号様式）により支援員に通知するものとする。この場合において、予約事項に変更がない場合には、支援員派遣当日をもって支援決定がなされたものとみなす。

- 3 所長は、前項において支援員の派遣等が認められない場合及び支援員の協力が得られない場合は、家庭生活支援員派遣不承認通知書（第10号様式）により当該利用者に通知するものとする。

（支援員派遣の変更又は中止の連絡）

第10条 前条の予約完了通知を受けた利用者が、予約事項の変更を求める場合は、当該派遣予約日の前日（当該派遣予約日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の正午までに、所長に連絡をしなければならない。

- 2 所長は、前項の連絡を受けた場合は、受理済みの家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書の備考欄に変更事項を記載し、派遣調整等を行うものとする。この場合において、調整が可

かに支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合は、家庭生活支援員派遣決定通知書（第9号様式）を用いて当該利用者に通知するとともに、日常生活支援依頼書（第10号様式）を用いて支援員へ通知する。

- 3 市長は、前項において支援員の派遣等が認められない場合及び支援員の協力が得られない場合は、家庭生活支援員派遣不承認通知書（第11号様式）を用いて当該利用者に通知する。

（支援員派遣の変更又は中止の連絡）

第10条 前条の支援決定を受けた利用者は、支援決定内容の変更又は中止を求める場合は、速やかに家庭生活支援員派遣変更申込書（第12号様式。以下「派遣変更申込書」という。）を提出するものとし、当該派遣日の前日（当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の正午までに市へ連絡をしなければならない。

- 2 市長は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに支援員に連絡をしなければならない。

能である場合は、予約事項を変更し、速やかに利用者及び支援員に連絡しなければならない。ただし、調整ができなかった場合は、所長は予約を取り消し、派遣を取りやめることができる。

3 前項に規定する変更を承認した場合には、変更後の事項を予約事項とみなす。

4 前条の予約完了通知を受けた利用者が、派遣の中止を求める場合は、当該派遣予約日の前日（当該派遣予約日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の正午までに所長に連絡をしなければならない。

（支援員派遣の停止又は対象世帯認定の取消し）

第11条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対する支援員の派遣を停止し又は対象世帯認定の取消しを決定することができる。

(1) (略)

(2) 虚偽その他不正な手続によりこの事業を利用したとき。

(3)から(5)まで (略)

3 市長は、第1項による派遣変更申込を受けた場合には、当該派遣変更申込の内容を確認の上、速やかに支援員の派遣変更等の要否を審査し、必要と認められる場合は、家庭生活支援員派遣変更決定通知書（第13号様式）を用いて当該利用者に通知するとともに、日常生活支援変更依頼書（第14号様式）を用いて支援員へ通知する。

（支援員派遣の停止又は対象世帯認定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対する支援員の派遣を停止又は対象世帯認定の取消しを決定することができる。

(1) (略)

(2) 虚偽その他不正な手続によりこの事業を利用したとき。

(3)から(5)まで (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情によりこの事業の利用が困難になったとき。

(家庭生活支援の期間及び時間)

第12条 支援の実施単位は次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 派遣等の日数及び時間は、原則として一家庭につき年間80時間以内とする。ただし、所長が真にやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲で期間を延長することができる。

2 (略)

(支援員に対する手当)

第13条 (略)

2 第10条第4項の連絡が派遣日前日(当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までになかった場合で、支援を実施しなかったときは、市長は支援員に対し別表1に定める午前9時から午後6時までの間で子育て支援を児童1人として1時間利用した場合の手当を支給するものとする。

(支援完了報告書)

第14条 支援員は、第9条第2項による支援を完了した後、日常生活支援依頼書兼報告書を作成し、所長に提出す

(6) 前各号に掲げるものの他やむを得ない事情によりこの事業の利用が困難になったとき。

(家庭生活支援の期間及び時間)

第12条 支援の実施単位は次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 派遣等の日数及び時間は、原則として一家庭につき年間80時間以内とする。ただし、市長が真にやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲で期間を延長することができる。

2 (略)

(支援員に対する手当)

第13条 (略)

2 第10条第2項の連絡が派遣日前日(当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までになかった場合で、支援を実施しなかったときは、市長は支援員に対し別表1に定める午前9時から午後6時までの間で子育て支援を児童1人として1時間利用した場合の手当を支給するものとする。

(支援完了報告書)

第14条 支援員は、第9条第2項若しくは第10条第3項により依頼を受けた支援を完了した後、支援対象世帯ご

るものとする。

- 2 所長は、前項の規定による日常生活支援依頼書兼報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、市長が当該支援員に手当を支給するものとする。

(利用者負担金)

第15条 (略)

- 2 第10条第4項の連絡が派遣日前日(当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の正午までに所長になかった場合、利用者は別表2に定める利用者が該当する世帯区分の午前9時から午後6時までの間で子育て支援を児童1人として1時間利用した場合の負担額を市長に支払うものとする。

(関係機関との協力)

- 第17条 所長は、事業を行うに当たって、母子・父子自立支援員、主任児童委員、民生委員・児童委員等との連絡を密にし、地域社会の理解と協力を得て、ひとり親家庭等の状況把握に努めなければならない。

(補則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほ

との日常生活支援報告書(第15号様式)及び請求書(第16号様式)を作成し、市長へ提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による日常生活支援報告書を受領したときは、その内容を審査し、当該支援員に手当を支給するものとする。

(利用者負担金)

第15条 (略)

- 2 第10条第2項の連絡が派遣日前日(当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の正午までに市長になかった場合、利用者は別表2に定める利用者が該当する世帯区分の午前9時から午後6時までの間で子育て支援を児童1人として1時間利用した場合の負担額を市長に支払うものとする。

(関係機関との協力)

- 第17条 市長は、事業を行うに当たって、母子・父子自立支援員、ひとり親家庭福祉協力員、主任児童委員、民生委員・児童委員等との連絡を密にし、地域社会の理解と協力を得て、ひとり親家庭等の状況把握に努めなければならない。

(補則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほ



<p>か、事業に関し必要な事項は、<u>所長</u>が別に定める。</p>	<p>か、事業に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>
---------------------------------------	---------------------------------------

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者氏名 印

ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣対象世帯として認定されたく申請します。なお、この申請にあたり、課税台帳、所得状況、家庭状況等について確認されることに同意します。

申請者の状況	住 所						
	連絡先	(電 話)	—	—			
		(携帯電話)	—	—			
	生年月日	(昭和・平成)	年	月	日	( 歳)	(男・女)
	勤務先・就学先		所在地	(電話番号 — — )			
	家庭の状況	<input type="checkbox"/> 母子家庭 <input type="checkbox"/> 父子家庭 <input type="checkbox"/> 寡婦					
	世帯の区分	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯					
所得状況 (年金含む)	前年の所得額 ( 年所得) 円						
家族の状況	氏 名	続柄	性別	年齢	職業 (学校名等)	健康状況等 (手帳・アレルギー等)	備 考
		本人	/	/	/		
	( . . 生)						
	( . . 生)						
	( . . 生)						

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

家庭生活支援員派遣対象世帯認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請について、適当と認め、家庭生活支援員派遣対象世帯に認定しましたので通知します。

登録者氏名	
登録者住所	
登録番号	
費用負担	四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱別表1による
備考	1 家庭生活支援員の派遣を必要とするときは、家庭生活支援員派遣申込書によりお申込みください。 2 毎年8月に世帯認定の見直しがあります。 3 次の場合は、速やかに担当窓口まで申し出てください。 ①母子家庭、父子家庭、寡婦でなくなったとき。 ②住所又は氏名を変更したとき。 ③その他、家族の状況に変動が生じたとき。

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

家庭生活支援員派遣対象世帯不承認通知書

年 月 日付で申請のありました、家庭生活支援員派遣対象世帯認定について審査した結果、貴世帯は当事業における家庭生活支援員派遣対象世帯とは認められませんでしたので、通知します。

不承認理由 :

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

家庭生活支援員登録申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所 長

申請者氏名 印

ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員〔子育て支援・生活援助〕に登録したく申請します。また、私は四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第16条に規定される支援員の責務を遵守いたします。

氏 名	
生 年 月 日	(昭和・平成) 年 月 日生 ( 歳)
住 所	
連 絡 先	(電 話) — — (携帯電話) — —
職 業	
登録希望理由	
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況 (ホームヘルパー、 子育て講習受講等)	※資格保有状況が証明できるものを添付すること
備考	

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所 長

印

家庭生活支援員認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員として適当と認め、家庭生活支援員登録名簿に登録しましたので通知します。

登録者氏名	
登録者住所	
登録番号	
連絡先	(電 話)           —           — (携帯電話)       —           —
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況	
備考	1 家庭生活支援員派遣申込がありましたら、担当から地域や時間帯等条件が合う支援員にご連絡をさせていただきます。 2 次の場合は、速やかに担当窓口までご連絡ください。 ①住所又は氏名、連絡先を変更したとき。 ②支援できる内容（活動可能地域、時間帯等）に変動が生じたとき。

第8号様式から第10号様式までを次のように改める。



家庭生活支援員派遣申込書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

住所

申込者 氏名

電話番号

次のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援員の派遣を申し込みます。

申込理由	
派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	(合計) 日間 延べ 時間(1時間未満は切り上げ)
日常生活支援の内容	援助を受けたい場所(申込者の自宅・支援員の居宅・その他) 支援を受ける者の数(大人 人・児童 人)  <input type="checkbox"/> 子育て支援(支援員の居宅等での児童の預かり) ①乳幼児の保育 ②児童の生活指導 (具体的な用務内容: )
	<input type="checkbox"/> 生活援助(自宅に支援員を派遣) ①食事の世話 ②住居の掃除 ③身の回りの世話 ④生活必需品等の買物 ⑤医療機関等との連絡 ⑥その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容: )
備考	

予約完了通知書

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

上の派遣期間及び内容で予約完了したことを通知する。

派遣する家庭生活支援員名					
利用者負担額		単価	時間数	金額	備考
	生活援助				
	子育て支援				
		合計額			

日常生活支援依頼書

年 月 日

家庭生活支援員 様

四日市市社会福祉事務所長

次のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援事業におけるひとり親家庭等への日常生活支援を依頼します。

1. 日常生活支援を必要とするひとり親家庭等

住 所  
氏 名  
電話番号

2. 支援内容

派遣期間	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
	年 月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
		(合計)	日間	延べ	時間(1時間未満は切り上げ)	
日常生活支援の内容	援助を受けたい場所(申込者の自宅・支援員の居宅・その他) 支援を受ける者の数等(大人 人・児童 人【氏名: 年齢: 性別: 】)					
	<input type="checkbox"/> 子育て支援(支援員の居宅等での児童の預かり) ①乳幼児の保育 ②児童の生活指導 (具体的な用務内容: )					
その他参考事項	<input type="checkbox"/> 生活援助(自宅に支援員を派遣) ①食事の世話 ②住居の掃除 ③身の回りの世話 ④生活必需品等の買物 ⑤医療機関等との連絡 ⑥その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容: )					

日常生活支援報告書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

家庭生活支援員  
住所  
氏名

印

次のとおり、ひとり親家庭等への日常生活支援を行いましたので報告します。

- 依頼書の支援内容で支援を行いました。
- 依頼書の支援内容から次のような変更(社会福祉事務所長の事前承認あり。)がありました。それ以外は依頼書の内容で支援を行いました。

変更点	
手当額	

支援を受けた対象世帯記入欄	上記のとおり家庭生活支援員の派遣を受けました。 また、私の費用負担については、遅滞なく四日市市に支払います。 年 月 日 氏名 印
---------------	-------------------------------------------------------------------------

第10号様式（第9条関係）

家庭生活支援員派遣不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

年 月 日付け申でし込みのありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣申込書について審査した結果、派遣が認められませんでしたので、通知します。

不承認理由 :

第11号様式から第16号様式までを削る。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)